

平成 27 年度 証券ゼミナール大会

第 3 テーマ A ブロック

「中小企業における資金調達について」

関西大学商学部 田村ゼミ A (久保田班)

# 目次

	はじめに .....	2
	第 1 章 我が国における中小企業の現状 .....	3
	第 1 節 中小企業の現状 .....	3
5	第 2 節 中小企業における資金調達の現状.....	5
	第 3 節 中小企業の資金調達における問題点.....	7
	第 2 章 リレーションシップバンキング .....	10
	第 1 節 リレーションシップバンキングの推進と企業実感のギャップ ...	10
	第 2 節 リレーションシップバンキングの問題点.....	11
10	第 3 節 リレーションシップバンキングを活用するために.....	12
	第 3 章 ABL .....	15
	第 1 節 ABL とは.....	15
	第 2 節 我が国における ABL 導入の背景.....	17
	第 3 節 ABL の現状.....	18
15	第 4 節 ABL の問題点.....	20
	第 5 節 ABL を活用するために.....	22
	おわりに .....	26
	参考文献 .....	27

## はじめに

中小企業庁が 2015 年に発表した、2012 年現在の我が国における中小企業数は 385 万 2934 社であり、全企業数の 99.73%を占めている。また全従業者数の 69.72%の雇用を担うなど、日本において中小企業は欠かせない存在となっている。しかし我が国は開業率・廃業率ともに低く活発ではない。これは資金調達の難しさが原因となっている。第 1 章では中小企業の詳しい現状と、資金調達の現状・問題点を提示する。前述の通り中小企業は日本経済の基盤を担っていると同時に雇用の担い手でもある。そのような中小企業の資金調達の現状では間接金融での借入れが大半を占めている。しかし中小企業は思い通りに借入れができていない。特に企業の萌芽期においては、資金の多くを自己資金でまかなっている現状があり、金融機関からの借入れが必要とされている現状にある。ではなぜ中小企業の資金調達が厳しい現状に置かれているのだろうか。第 2 章ではリレーションシップバンキング（以下リレバン）について考察をした上で、問題点を述べる。リレバンとは 2003 年に金融庁から発表された地域密着型金融である。その後 2005 年、2007 年の報告書でリレバンの浸透が促され、金融機関によるリレバンの取り組みは中小企業金融においても徐々に浸透してきた。しかしリレバンの問題点として、目利き能力の不足、情報の非対称性、規模の経済が考えられる。本稿が注目する企業の新陳代謝の向上と起業増加のために中小企業金融がこれから目指すべき方向性を考えると、現在のリレバンは金融機関の行員の目利き能力やコンサルティング能力の不足という問題に直面していると考えられる。第 3 節では、これらリレバンの問題点を改善するための方策を考えていく。しかし企業の萌芽期において、企業情報の少なさなどからリレバンを活用することが難しいと考えられる。そこで第 3 章ではこれを補完するための方策を述べる。

# 第1章 我が国における中小企業の現状

## 第1節 中小企業の現状

5 中小企業は我が国の経済や雇用を広く支える存在である。図表1は中小企業庁が2015年に発表した企業規模別企業数および従業者総数である。これを見ると、2012年時点での我が国の中小企業数は385万2934社、また従業員数は3216万7484人にのぼる。これは中小企業が日本の全企業数の99%以上、雇用者数でも約70%を占めていることになる。また中小企業は、新産業  
10 の創出や多様な就業機会の提供、地域経済の活性化など様々な役割を担っており、我が国の経済的基盤を形成する存在である<sup>1</sup>。

図表1 企業規模別企業数・従業者総数

	企業数	構成比	従業者総数	構成比
中小企業 (うち小規模企業)	3852934社 (3,342,814社)	99.73% (86.52%)	32,167,484人 (11,923,280人)	69.72% (25.84%)
大企業	10,596社	0.27%	13,971,459人	30.28%
合計	3,863,530社	100%	46,138,943人	100%

15 出所) 中小企業庁(2015) 付属統計資料より筆者作成。

一方、図表2の中小企業の開業率を見ると、アメリカなどの諸外国が8~12%であるのに対して、日本は4%程度とその半分に過ぎない。また同図表の廃業率においても諸外国が8~12%であるのに対して、日本は4%程度と低い。

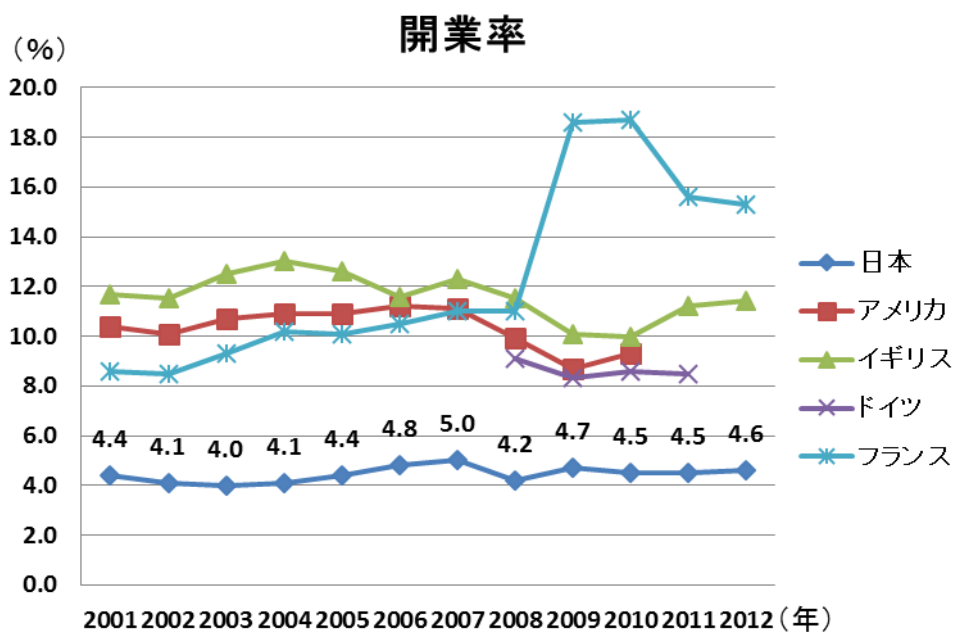
<sup>1</sup> 本稿の「中小企業」とは以下の通りである。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす)		うち小規模企業者
	資本金	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
①製造業・建設業・運輸業 その他業種(②~④除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

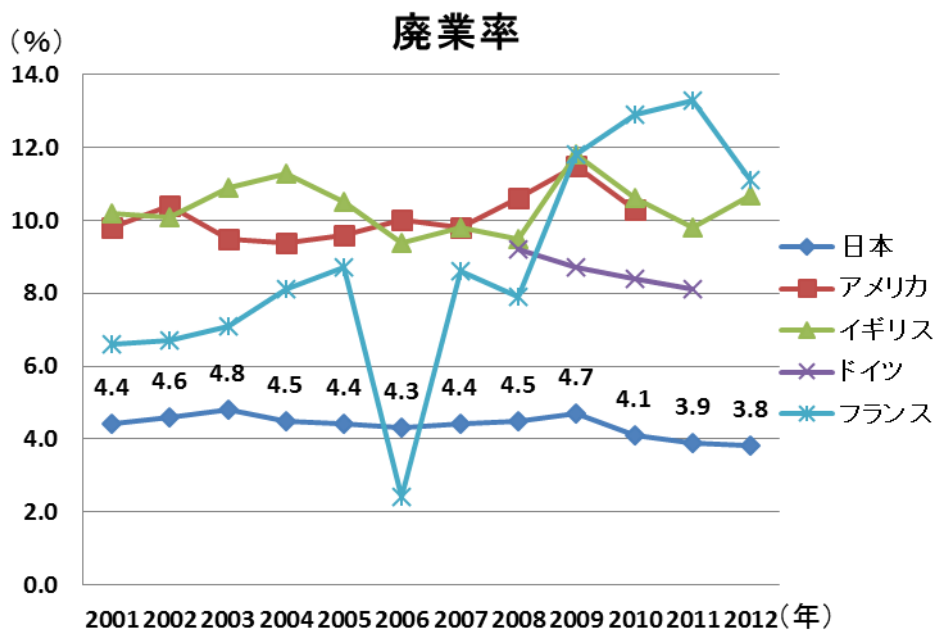
出所) 中小企業庁(2015) より筆者作成。

開業率・廃業率ともに低いということは、企業の新陳代謝が活発でないということの意味するだろう。

図表2 日本と諸外国の開業率・廃業率の比較



5



出所) 中小企業庁 (2014)、第2章-第1節-3より筆者作成。

こうした日本企業の新陳代謝の鈍化は、2013年6月に安倍内閣にて発表された「日本再興戦略」においても問題視されている。戦略の中では、中小企業・小規模事業者こそが地域経済を再生し、我が国の国際競争力を底上げするという考えのもと、開業率・廃業率をアメリカやイギリスなどと同じ10%程度まで  
 5 上昇させると掲げている<sup>2</sup>。しかし現状を見てみると、我が国の開業率は2012年で4.6%、廃業率は3.8%と依然として10%の数値に達していない。

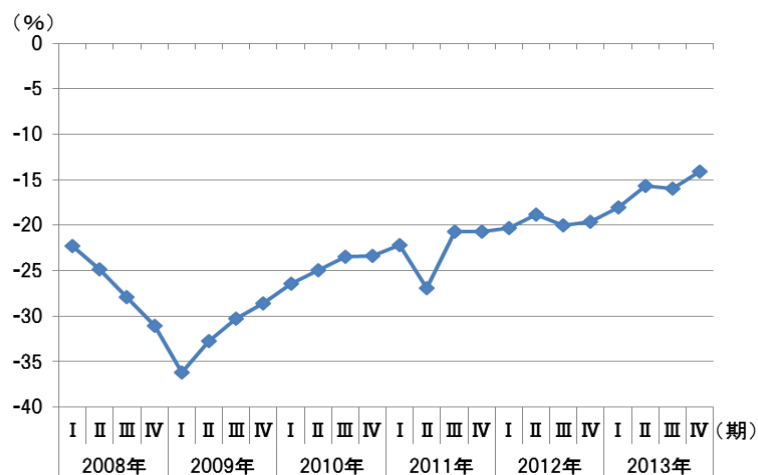
開業率が上昇しない原因は何なのであろうか。人的問題や開業にかかる法制度など様々な要因が考えられるが、そのうちの重要な1つの要因として、資金が効率的に配分されていないという可能性が考えられる。

10

## 第2節 中小企業における資金調達の現状

中小企業の資金調達の状況を見る一つの指標として、資金繰りDIがある。図表3は中小企業の資金繰りDIである。2009年のリーマンショックによる世界  
 15 的大不況の影響で-36.2%まで落ち込んだが、その後は回復傾向にある

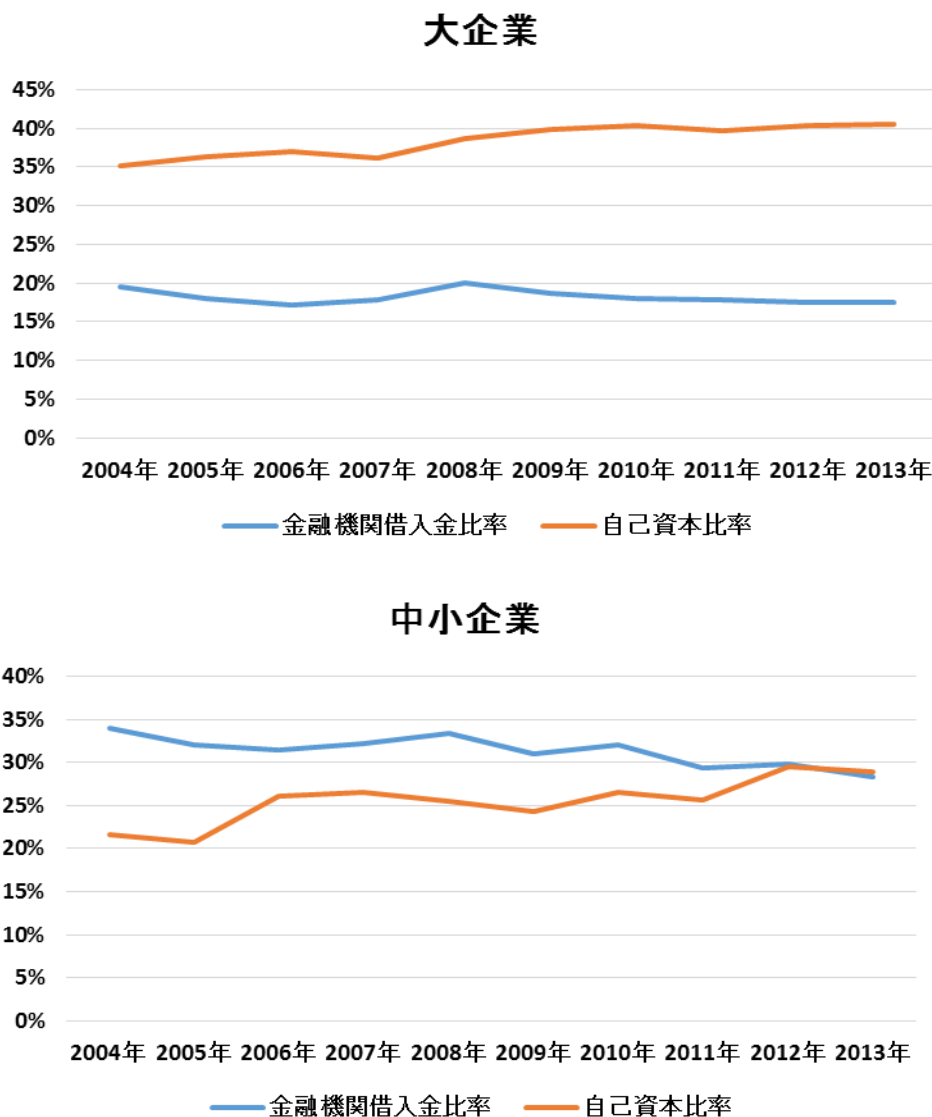
図表3 中小企業の資金繰りDI



出所) 中小企業庁 (2014) より筆者作成。

<sup>2</sup> 日本経済再生本部 (2013)、54 ページを参照。

図表 4 大企業・中小企業の資金調達方法の比較



- (1) 資本金 1 億円以上を大企業とした。  
 (2) 金融機関借入金比率 = 短期・長期金融機関借入金 / 総資産  
 (3) 自己資本比率 = 自己資本 / 総資産

出所) 財務省 (2004~2013) より筆者作成。

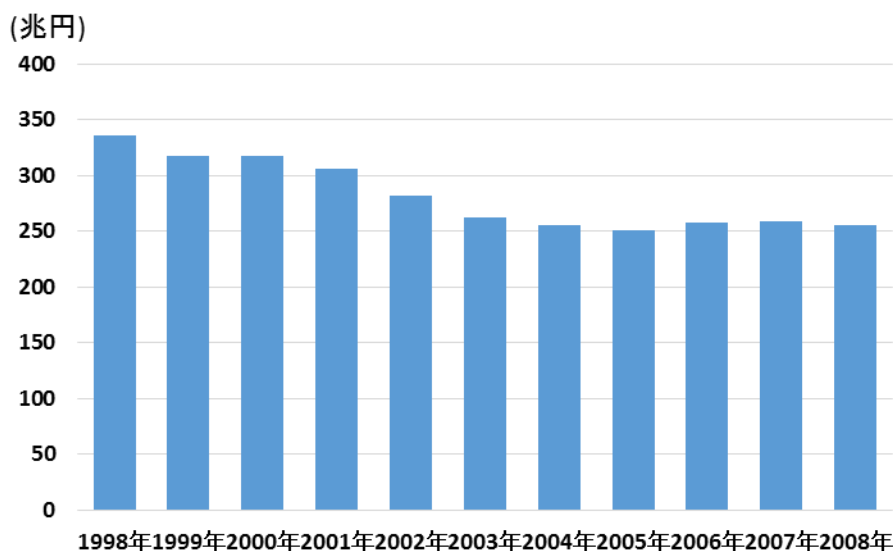
次に図表 4 で大企業と中小企業の資金調達方法を見てみると、2013 年時点  
 10 の大企業の自己資本比率は約 40%であるのに対し、中小企業の自己資本比率は  
 約 30%にも満たない状況である。また大企業の金融機関借入比率は約 20%であ  
 るのに対し、中小企業では約 30%を占めている。この数値から、中小企業の資

金調達は大企業に比べ金融機関からの借りに依存しているということがわかる。中小企業の資金調達を今よりもさらに効率的かつ効果的なものにするためには、金融機関借りにはじめとする融資制度を見直す必要があると考える。

- 5      しかし図表 5 のように、金融機関による中小企業向け貸出残高は低下傾向にあり、十分な資金調達を行うことができていないと考える。自己資本比率が低く外部からの借りに必要としている中小企業がよりよい資金調達を行うためには、従来の資金調達方法を改善し利用しやすくしていくべきだと私たちは考える。

10

図表 5 金融機関による中小企業向け貸出残高の推移



出所) 中小企業庁 (2009)、第 1 章-第 3 節-2 より筆者作成。

### 15 第 3 節 中小企業の資金調達における問題点

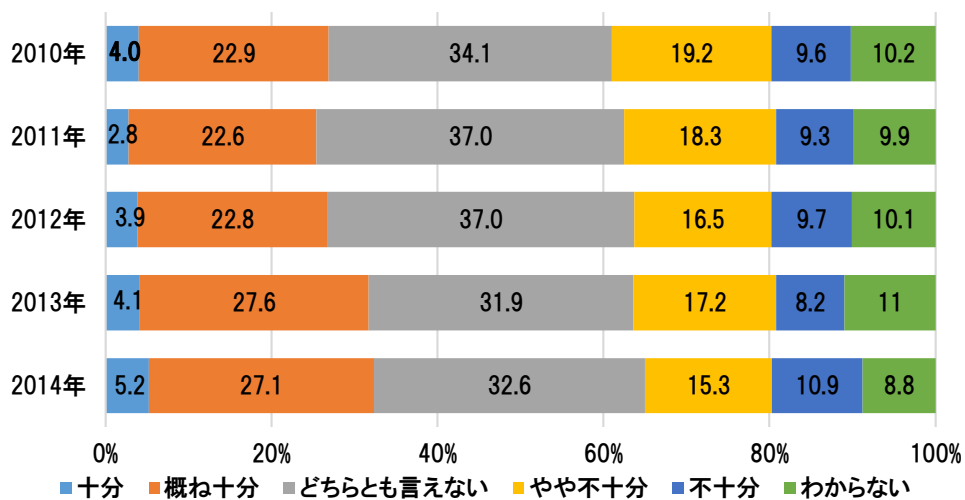
第 1 節、第 2 節では資金がうまく流れていない可能性を指摘してきた。本節では資金の流れの元である中小企業の資金調達における問題点を 3 点あげる。

- 1 つ目は金融機関の目利き能力が不足している点である。目利き能力とは、  
20 金融機関が借り手である企業の財務諸表などの数値的なデータを見るだけでなく、数字だけでは分からない企業の情報などを見抜く力のことである。図表



6 は金融庁が行った「地域金融機関の地域密着型金融の取組みなどに対する利用者などの評価に関するアンケート調査」の結果の一部である。「金融機関が目利き能力を発揮し、顧客企業の事業性を評価する能力」について、「十分」、「概ね十分」と答えた人の割合は過去5年間、30%前後にとどまっており大きな変化は見られない。目利き能力が十分でないという理由には、「融資については、不動産担保や保証人ありきの融資が多く、目利き能力の発揮や事業性評価を重視した融資があるとは思えない。」、「今までの実績や結果により融資の判断をしており、企業の成長性を見ていないと感じることが多い。」、「訪問してくるが、表面的な業況の動向のみ聞くだけで、事業実態まで踏み込んで聞いてこない」などが挙げられている<sup>3</sup>。このように金融機関の中小企業に対する技術力や将来性を見抜く目利き能力が低いために、将来性のある企業にもうまく資金が行き渡っていないと考えられる。その一方で将来性のない企業、いわゆるゾンビ企業に資金を供給している現状があるのではないだろうか。

15 図表6 金融機関の顧客企業の事業性を評価する能力について



出所) 金融庁 (2012)、(2015) より筆者作成。

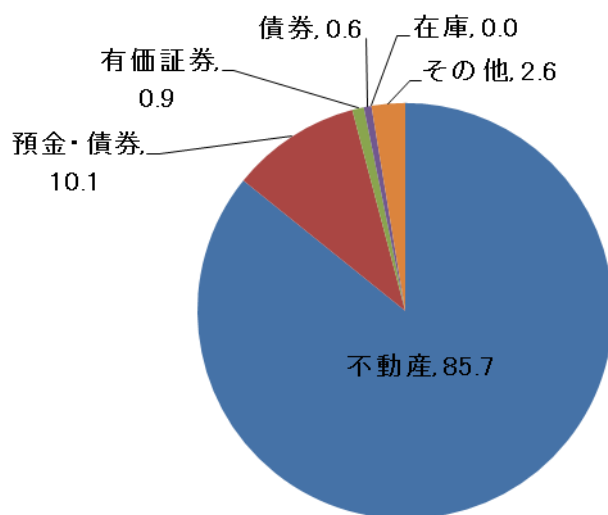
2 つ目は情報の非対称性がある点である。情報の非対称性とは、貸し手と借り手が持つ情報に差があり、貸し手が借り手についての情報を十分に把握でき

<sup>3</sup> 金融庁 (2012)、2 ページ、(2015)、3 ページを参照。

ていないなど、双方で情報や知識の共有ができていないことをいう<sup>4</sup>。大企業の場合は財務データなどの企業情報を広く開示しており、金融機関が融資を実行する際に必要な情報が入手しやすいため、融資も比較的スムーズに行われる。しかし中小企業の場合、財務データなどのデータを作成する技術やコストが十分でないため、企業の状況や状態が判断しづらく、貸し手からリスクが高いとみなされやすい。

そしてそのリスクを埋めるために、融資においては不動産などの担保を要求する。図表7を見ると、中小企業向け貸出金担保においては不動産が約86%を占めていることがわかる。しかし中小企業の中には、担保となる不動産を十分に保有していない企業も多い。

図表7 中小企業向け貸出金担保の内訳



出所) 上原啓一 (2007) より筆者作成。

15

また情報の非対称性が引き起こす問題として、逆選択とモラルハザードがある。逆選択とは「借り手の事前的な差別化が困難であるため、信用リスクの高い借り手ほど積極的に借入を行おうとする (みずほ総合研究所 2006)」ことである。信用リスクが高い企業に貸し出すことで債権が回収不能に陥る可能性も

<sup>4</sup> 上原啓一 (2007)、3 ページを参照。

ある。またモラルハザードとは「借り手を事後的にモニタリングすることが困難なことから、融資実行後に借り手がリスクの高い事業を行ったり、負債の返済よりも配当支払いや経費が増加したりする（みずほ総合研究所 2006）」ことである。

- 5 3 目には、融資の決定や実行において規模の経済が働いてしまう点である。銀行融資の場合、融資を実行するために必要となる審査費用などの貸出コストの融資金額に対する割合は、融資金額が大きくなるほど低下する。しかし中小企業の場合は、一般的に融資金額が大企業に比べて小さい。そのため融資金額のうち貸出コストが占める割合が高くなってしまい、効率性に欠ける。そのため金融機関は、融資金額より大きな企業、つまり大企業を優先してしまう傾向があると考えられる。

## 第2章 リレーションシップバンキング

### 15 第1節 リレーションシップバンキングの推進と企業実感のギャップ

- 中小企業金融の主となっている金融機関借入においては、現在リレーションシップバンキングが行われている。地域金融機関にリレーションシップバンキングが導入されたのは、「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」を金融庁が発表した2003年3月からであった。このプログラムでは、中小企業金融で問題とされてきた貸し手と借り手間の情報の非対称性の解消や、中小企業金融の再生、金融機関の健全性確保・収益性の向上などを目的に、リレーションシップバンキングを推進している。具体的な取り組みとしては、創業・新事業支援機能などの強化、新しい中小企業金融への取り組みの強化、資産査定・信用リスク・管理の厳格化などがあげられている。このプログラムによって、地域金融機関と地域・地元の中小企業が向き合って資金調達に取り組むという姿勢が推進されるようになった<sup>5</sup>。

図表8は中小企業や商工会議所職員が、金融機関のリレーションシップバン

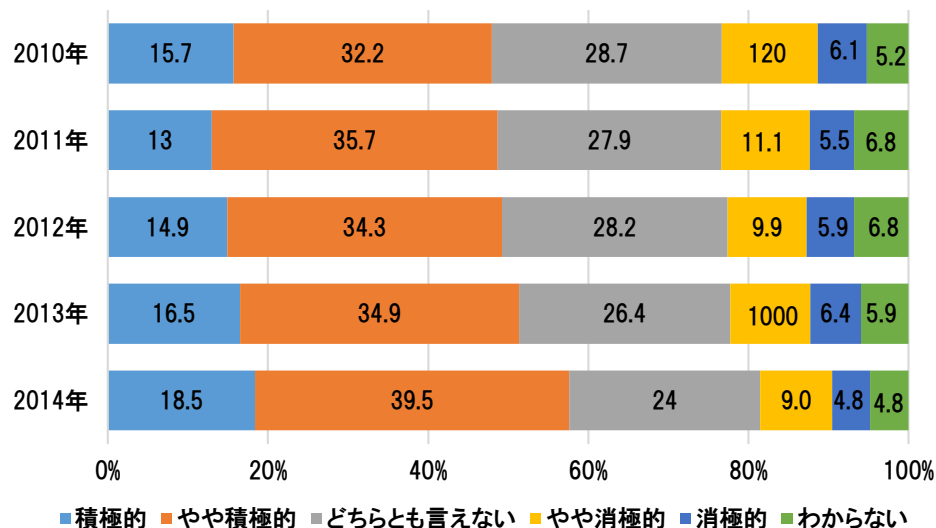
---

<sup>5</sup> 藤井一郎（2009）、20ページを参照。

キングへの取り組み姿勢を評価したものである。金融機関の取り組みへの評価としては、「積極的に取り組んでいる」と回答した割合が2010年では約48%であったが、2014年では58%と10%も上昇している。

5

図表 8 金融機関のリレバンへの取り組み姿勢



出所) 金融庁 (2012、2015) より筆者作成。

10 このように、リレーションシップバンキングが一応は促進されつつあるとはいえ、企業の実感から見ると、金融機関の中小企業に対する技術力や将来性を見抜く目利き能力が低い。これはひいては、将来性のある企業にもうまく資金が行き渡っていないと考えられる。

## 第2節 リレーションシップバンキングの問題点

15

こうした金融機関のリレーションシップバンキングへの取り組みと、それを受け取る中小企業の受け取りのギャップの要因として、私たちは以下の2点考えた。

20 1つ目は目利きをどのように働かせるべきかが不明確な点である。第1章第3節の図表6で述べたように、目利き能力に対する評価は2010年から年々上昇

5 してきてはいるものの、2014年時点で32.3%にとどまっている<sup>6</sup>。400万社もある中小企業に対する目利きの働かせ方には、各金融機関によってばらつきがあり、融資基準にもばらつきが生じている。これらの問題については金融庁も問題視しており、現状のような担保や保証に依存した融資は、目利き能力を發揮した融資、すなわち事業性を重視した融資とは言えないと指摘している<sup>7</sup>。

10 2つ目はコンサルティング能力の不足である。取引先企業からの経営相談を受けた際、企業経営や技術などに対する知識が不足していると、的確なアドバイスができず解決策を導くことができない。そのため具体的な改善アドバイスなどを十分に行うことができていないという現状がある<sup>8</sup>。こうした現状はリ  
レバンの問題点として指摘されているが、事業内容や経営についての助言は、  
新しい技術が生まれたり、ビジネスモデルが複雑化していく今日ではさらに難  
しいだろう。またリレーションシップバンキングの強みである長期継続的な取  
引関係を鑑みると、金融機関の担当者交代に左右されない、組織的で広がり  
を持った継続的でブレのない経営支援が必要である。

15 このような問題については、これらに対する具体的な施策がなかったからこそ金融機関ごとにばらつきが生じていたと考えられるため、それらを解決するための方策が必要であると考ええる。

### 第3節 リレーションシップバンキングを活用するために

20

前節で述べた通りこのような問題に際し、リレーションシップバンキングをさらに広め、定着させるためには、個々の金融機関による自主的な取り組みだけではなく、中小企業を支援する金融機関全体としての目利きの能力を向上のための方策が必要である。

25 そこでまず、全ての金融機関の行員に対する教育を統一する必要がある。これには金融庁が教育指導演をマニュアル化し、各金融機関において新人研修の際にその指導演を執り行うことを義務づけることが有効であると考ええる。指

---

<sup>6</sup> 金融庁（2015）、6ページを参照。

<sup>7</sup> 金融庁（2015）、3ページを参照。

<sup>8</sup> 金融庁（2015）、1ページを参照。

導案には企業とのコミュニケーションの取り方などの基礎的な部分を作り上げていくとともに、研修の際に企業のものづくり現場を見学するという取り組みを組み込む。実際に目利き能力を養うために、一部の金融機関ではこの現場見学が取り入れられている<sup>9</sup>。そして、さらなる目利き能力向上のために、定期的な研修を実施する。また、地域で教育を統一するためには商工会議所で詰め込み型と実践型の研修が必要であると考え。詰め込み型研修では中小企業診断士などによる講習を行いコンサルティングに関する知識の向上をはかる。一方実践型研修では、取引先企業役と金融機関役に分かれてロールプレイングを行い、疑似的な実践を通じてコンサルティングの技術を磨く。知識と実践の両面から研修を行うことで、効果的に目利き能力を向上させることができると考える。また研修は地域ごとに行うため、いくつかの金融機関が集まる場にもなり、リレバンに関する情報交換を行うこともできる。このように教育を統一することで今までリレバンに消極的であった金融機関もリレバンの基礎を作りあげることが可能になるだろう。

そしてリレバンをより活用していくにあたって、3つの取り組みを提案する。1つ目の取り組みは、金融機関の集金業務を廃止しその時間を経営相談に充てることである。なぜならば、現在は企業経営者と行員が顔を合わせる機会といえば集金の際の短時間のみであることが多く、経営に関しての会話をする場にはなっていないためである。そこで行員が集金業務に出向いていた時間を、取引先企業の技術面や経営に関する相談などを受ける時間に充てる。そうすることで経営課題の解決支援や経営悪化の未然予防になり、1社1社の経営改善を着実に進めていくことができ、金融機関が顧客企業の強み、弱みが分かるようになると思う。そこで弱みを打開する施策を打ち出し、さらには強みを伸ばす施策を企業と行員で考えることにより、企業は自分たちでは解決できなかった問題も解決できる可能性がある。なぜなら、金融機関がいくつかの取引先企業の情報を収集することで、その情報を生かし取引先企業間でビジネスマッチングや技術マッチングを行うことができるからである。

実際に東京都に本店を置く西武信用金庫は、1999年にこの集金業務を廃止し

---

<sup>9</sup> 金融庁（2012）、2ページを参照。

た<sup>10</sup>。日々の集金がなくなることで取引先企業は ATM などに入金をしにいかなければならない<sup>11</sup>。そのため貸出先からは不満の声が出たり、ライバル金融機関が顧客に乗り換えを促すなどの問題点もあった<sup>12</sup>。しかし集金をやめる代わりに、月に1度は30分から1時間にわたり、経営相談を受ける時間を作った<sup>13</sup>。

5 そうすることでそれまでは話すことのできなかった悩みや相談も寄せられるようになるなど、信用金庫が企業の強み弱みを知ることができるようになった<sup>14</sup>。そして企業のことをよく理解した上で信用金庫が物産展を主催し、ビジネス機会を創造するための徹底的なサポートで企業と金融機関が一緒に成長の道  
10 56.2%と比較すると、2012年時点で70.3%と大きく上回っている<sup>16</sup>。そして2013年時点の全国信用金庫の預貸率と比較しても、西武信用金庫の預貸率の方が全国信用金庫の預貸率平均の50.5%を19.8%上回っている<sup>17</sup>。

2つ目に会計士や税理士、中小企業診断士なども利用して目利きを働かせることである。なぜなら金融機関だけの目利き能力では企業情報を収集すること  
15 には限界があるためである。中小企業の財務諸表は作成技術が乏しいこともあり、情報には信憑性に欠ける部分があった。そこで企業が会計士などによる指導の下、財務諸表などを作成する機会を設けることで情報の質を高めることができる。また金融機関がもつ情報の不足部分を補完することもできるだろう。このような取り組みを行うことで取引先企業の情報を量的、質的の両側面から  
20 得ることができ、情報の非対称性の問題を解消することもできると考える。しかし、会計士などを派遣するためにはコストがかかる。このコストに関する問題点を解決するためには、企業への融資額を増やすことが有効であると考え。すぐにコストを回収しようと金利を上げてしまうと、借り手側へ一度に掛かる負担が大きくなってしまふ。そこで融資額を増やすことで返済期間を長くする。

---

<sup>10</sup> 高橋一朗（2009）を参照。

<sup>11</sup> 日経ビジネス ONLINE（2012）を参照。

<sup>12</sup> 同上。

<sup>13</sup> 同上。

<sup>14</sup> 同上。

<sup>15</sup> 同上。

<sup>16</sup> 同上。

<sup>17</sup> 同上。

つまり少ない金利を長期間受け取ることで、借り手の負担を増やすことなく、会計士派遣のコストを回収することが可能になると期待できる。

3 つ目に金融機関や税理士などが収集した企業情報を蓄積するために、各金融機関の本部に企業サポート情報を蓄積、活用する「情報センター」を設置する。これにより取引先企業からの経営相談などに的確かつ迅速に対応できる体制をつくる。本部内に設置することで、他支店の類似案件を参考に解決策を模索することができるだろう。また取引先企業の担当者が変わった際の引き継ぎを円滑に運ぶことができる。

実際に仙台銀行では 2004 年 4 月より、取引先の中小企業への営業や経営支援のために「情報センター」を設置した。このセンターは、中小企業の様々なニーズに応えるために、不動産や取引先支援などの最新情報を提供している<sup>18</sup>。

このようにリレバンを活用するための取り組みを統一することで、今までの金融機関による取り組みのばらつきを解消することができるだけでなく、取引先企業とより強固な関係を築くこともできると私たちは考える。

15

## 第 3 章 ABL

### 第 1 節 ABL とは

20 ABL (Asset Based Lending) とは、企業の事業価値を構成する在庫（原材料、商品）や機械設備、売掛金などの資産を担保とし、不動産担保にも保証人にも依存しない融資制度である<sup>19</sup>。一般的に、企業が保有している原材料・仕掛品・商品などの在庫や、生産を行うために利用する機械設備、売掛金などの債権は、企業が収益を生み出すための大切な資産（事業収益資産）であると考えられて  
25 いる<sup>20</sup>。これらの資産を企業の信用力を補完する目的で担保として提供し、金融機関などの貸し手はその事業価値を見極めた上で行う融資が ABL なのである<sup>21</sup>。我が国で ABL の担保として主に使われているものは、業務用車両や工作機械、

<sup>18</sup> 仙台銀行（2005）、22 ページを参照。

<sup>19</sup> 経済産業省（2008）、2 ページ、6 ページを参照。

<sup>20</sup> 経済産業省（2008）、6 ページを参照。

<sup>21</sup> 同上。



家畜、冷凍・加工食品などである<sup>22</sup>。これら担保となる資産は動産譲渡登記を行うことにより、所有権は貸し手に移るが、原材料や機械設備などを引き続き利用することができる<sup>23</sup>。

従来型の融資において資金調達の際に評価されるのは、借り手の事業価値と、  
5 担保になる不動産資産や個人保証である<sup>24</sup>。しかし貸し手と共有する情報は決算書などの財務諸表に限られていることが多く、事業そのものや業績について貸し手が深く理解することは難しい<sup>25</sup>。つまり担保の手段は限定的であり、さらにはコミュニケーションも不足している傾向にある<sup>26</sup>。しかし ABL を利用する場合、在庫や売掛金、機械設備なども担保として評価される<sup>27</sup>。また貸し手はそれらの担保の状況や業績に関する情報を共有するため、おのずと事業そのものや業績についても深く理解するようになるのである<sup>28</sup>。つまり担保の範囲は広がり、コミュニケーションも活性化され、さらには貸し手との信頼関係の強化にもつながる<sup>29</sup>。そのため不動産保有率が低く信用力にも乏しい中小企業などにとっては、新しい資金調達方法の1つになると言えるだろう。つまり不動産  
10 担保は乏しいが事業拡大や季節変動によって資金調達ニーズが大きい中小・ベンチャー企業が、自社の規模や収益性に応じて柔軟な資金調達を適正金利で実行することができるようになる<sup>30</sup>。

ABL の対象は、健全な経営を行っており担保に適する資産を持つ企業となっておりその幅は広い<sup>31</sup>。その中でも「在庫や売掛金などの流動資産を多く保有し  
20 資金調達ニーズが大きい」、「売上高が急速に成長した」、「機械設備などの固定資産の規模が大きい」などの特徴を持つ企業にとっては特にメリットがある<sup>32</sup>。

---

<sup>22</sup> 野村総合研究所（2009）、32 ページを参照。

<sup>23</sup> 経済産業省（2008）、6 ページを参照。

<sup>24</sup> 経済産業省（2008）、8 ページを参照。

<sup>25</sup> 同上。

<sup>26</sup> 同上。

<sup>27</sup> 同上。

<sup>28</sup> 同上。

<sup>29</sup> 同上。

<sup>30</sup> 企業再生 sell&leaseback を参照。

<sup>31</sup> 経済産業省（2008）、9 ページを参照。

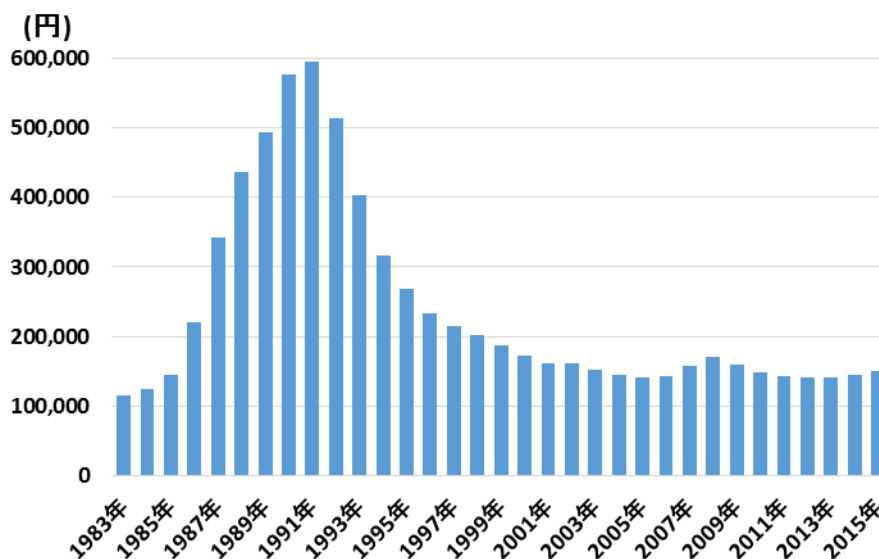
<sup>32</sup> 同上。

## 第2節 我が国における ABL 導入の背景

我が国に ABL が導入された背景として、まず1つ目に中小企業向け貸出残高の低下が挙げられる。第1章第2節でも述べた通り中小企業向け貸出残高は低下傾向にあり、新たな資金調達方法が必要とされるようになった。従来我が国の銀行融資では、信用や保証、不動産を担保に融資が行われていた。しかし大企業と比べ信用力の乏しい中小企業は信用や保証を担保に利用することが難しい。そのため担保のほとんどを不動産に頼っているというのは第1章第3節でも述べたとおりである。

しかし不動産の価格は低下傾向にある。図表9は日本の地価の推移を表している。日本では1991年頃のパブル崩壊を皮切りに地価が低下し続け、現在も低迷傾向にある。地価の低下は不動産担保の価値の低下を意味し、不動産を担保としても十分な借り入れを行うことができなくなったことを示しているだろう。これらのことから不動産に頼らない資金調達が必要となったため、動産を活用する ABL の導入が検討されるようになった。

図表9 日本の地価の推移



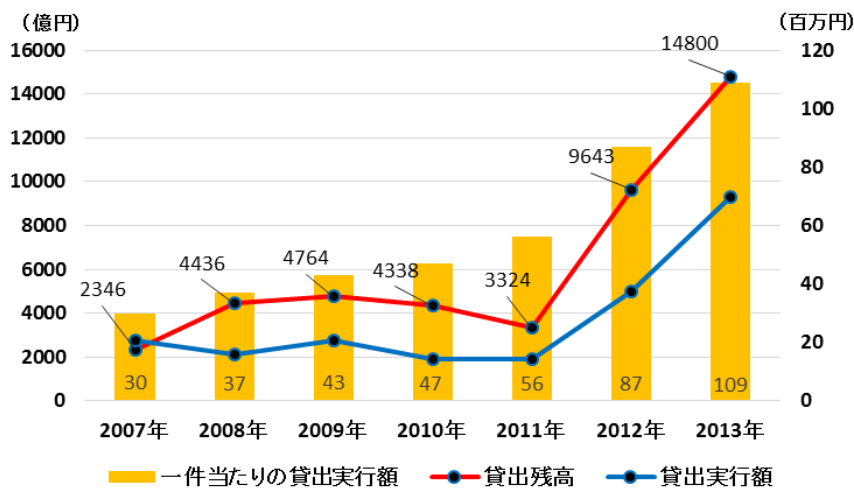
出所) 土地価格相場が分かる土地代データより筆者作成。

### 第3節 ABLの現状

図表 10 からわかるように我が国の ABL 貸出残高は 2013 年時点で約 1 兆 4800 億円であり、貸出実行額とともに年々増加傾向にある。

5

図表 10 我が国における ABL 市場規模の推移



出所) 三菱総合研究所 (2013)、13 ページ、デロイト・トーマツ・コンサルティング株式会社 (2015)、第 2 部 9 ページより筆者作成。

10

2011 年頃からの急速な成長には、どのような背景があるのだろうか。2011 年 6 月に日本銀行は「成長基盤強化を支援するための資金供給」において、ABL 特則と呼ばれる 5000 億円の貸付枠を導入した。この制度では中小企業向けの小口 ABL にも対応できるよう貸出最低額が引き下げられるなど、ABL を利用することができる企業の幅が広がった<sup>33</sup>。また同年 12 月には「ABL を活用するためのリスク管理」と題する金融高度化セミナーを開催するなど、政府による ABL 普及に向けた施策が活発化してきた<sup>34</sup>。

また 1 件当たりの融資実行額を見ると、2007 年度から継続して増加しており、2013 年度においては 2007 年度の約 3.6 倍になるなど、順調な成長を見せている。貸出実行総額が減少したにも関わらず 1 件当たりの貸出実行額が増加

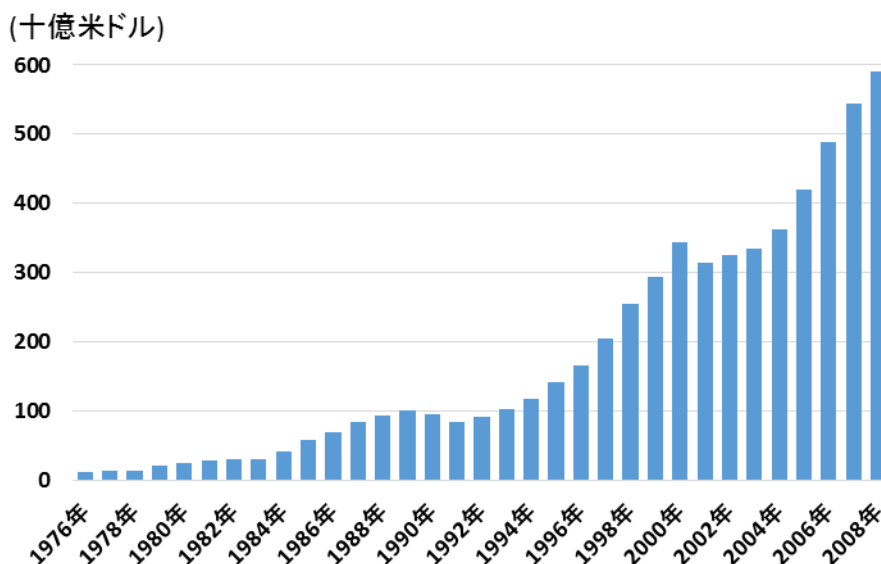
<sup>33</sup> 日本銀行「金融政策の概要」を参照。

<sup>34</sup> 経済産業省 (2011)、15 ページを参照。

を続けたということは、本格的に ABL に取り組もうとする金融機関が現れてきたと捉えることができるのではないだろうか<sup>35</sup>。黎明期においてはアメリカの事例など数少ない情報を手掛かりに試行的な取り組みを行ったため、市場規模が増加する傾向があった<sup>36</sup>。しかしその後自身の経験や蓄積されてきた情報を踏まえて、今後本格的に対応をするかどうか、各金融機関が検討を始めたと解釈することができる<sup>37</sup>。

このように成長を見せている我が国の ABL であるが、ABL 発達国であるアメリカを見てみるとどうであろうか。アメリカにおいて ABL は安定的な貸出方法の 1 つとして認知され、広く普及している。図表 11 のようにアメリカの ABL 貸出残高は年々増加しており、総貸出残高に占める ABL の比率もそれに比例し右肩上がりであり、近年では 20% を超えている<sup>38</sup>。しかし我が国の貸出金残高のうち ABL 貸出残高が占める割合は 0.3% と、まだまだ低いというのが現状である<sup>39</sup>。

図表 11 アメリカにおける ABL 市場規模の推移



出所) 経済産業省 (2011)、15 ページより筆者作成。

<sup>35</sup> 三菱総合研究所 (2013)、14 ページを参照。

<sup>36</sup> 同上。

<sup>37</sup> 同上。

<sup>38</sup> 経済産業省 (2011)、15 ページを参照。

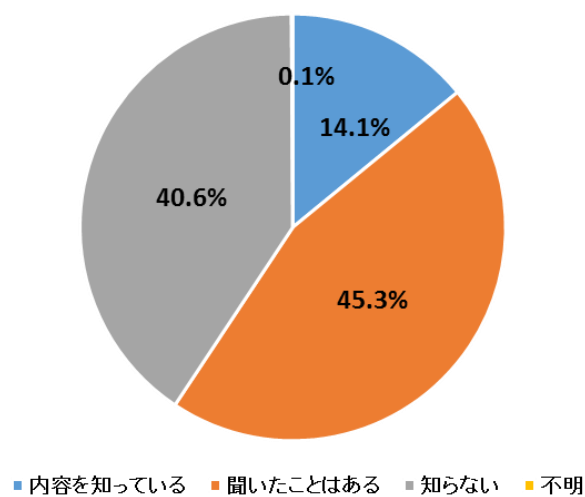
<sup>39</sup> 2003 年時点。全国銀行協会 (2014)、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社 (2015) より筆者計算。

## 第4節 ABLの問題点

我が国では2005年頃から実施されるようになったABLであるが、いくつかの問題点がある。1つ目は知識が不足しているという点である。図表12でABLの認知度について見てみると、「内容を知っている」と回答した企業は14.1%と非常に少なく、「知らない」と回答した企業は40%を超えている。また図表13のABLの利用状況では、ABLについて金融機関と一切話したことの無い企業は80%にもものぼる。このことから金融機関からの提案がないことなどが、借り手である企業の認知度の低さにつながっていると考えられるだろう。

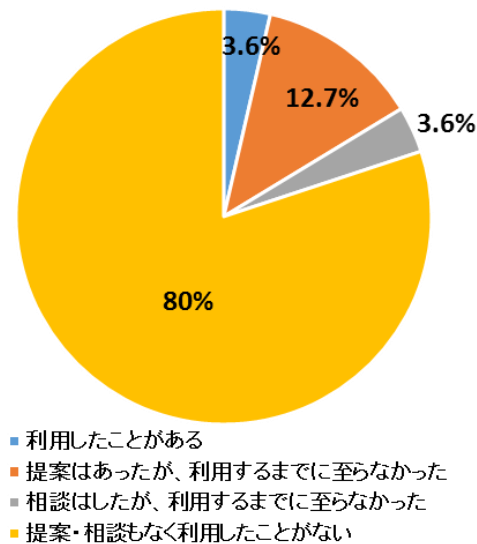
10

図表12 借り手企業のABL認知度



出所) 野村総合研究所(2009)、63ページ、図表Ⅱ-1-67より筆者作成。

図表 13 ABL の利用状況



出所) 野村総合研究所 (2009)、65 ページ、図表Ⅱ-1-72 より筆者作成。

5 次に、小規模事業者が ABL の対象とならない可能性があるという点である。中小企業の中でも信用力が特に乏しい小規模事業者は通常貸付以外の資金調達手段を最も必要とするであろうが、これらの企業は ABL を行うには規模が小さすぎる可能性がある。ABL を実行する際にはモニタリングのための人件費など、様々な費用が掛かる。しかし小規模事業者など貸付金額の小さな企業では、

10 ABL に必要な費用を賄うことができるだけの収入を銀行が得ることができない場合があるため、対象とされない可能性がある。1 つの例として米国では、商業銀行による ABL において対象とする企業は、通常貸付の対象よりも規模の大きな企業となっている<sup>40</sup>。もし米国の対象基準が日本で適用された場合、日本の中小企業の約 8 割が ABL を利用することができない可能性がある<sup>41</sup>。人件費な

15 どの固定費は担保の評価を行う頻度を下げることで抑えることができる。しかし担保評価の頻度が下がれば下がるほど、ABL の特徴は失われてしまう。なぜなら ABL は企業全体の信用リスクではなく、担保価値に着目して貸付を行っているためである。これでは不動産以外を担保として利用しているものの、従来型の融資方法と大差がないのではないだろうか。

<sup>40</sup> 植杉威一郎 (2007) を参照。

<sup>41</sup> 植杉威一郎 (2007) を参照 (原典: 福島豊 (2007))。

## 第5節 ABLを活用するために

ABL を活用していくことが中小企業の資金調達に有効であると考え、活用していくためには先ほども述べたようないくつかの問題点を解決しなければならぬ。そこで私たちは「評価コストがかかる点」、「借り手の ABL に対する知識が不足している点」、「創業期・小規模企業への適用が難しい点」という3つの問題点についての方策を考えた。

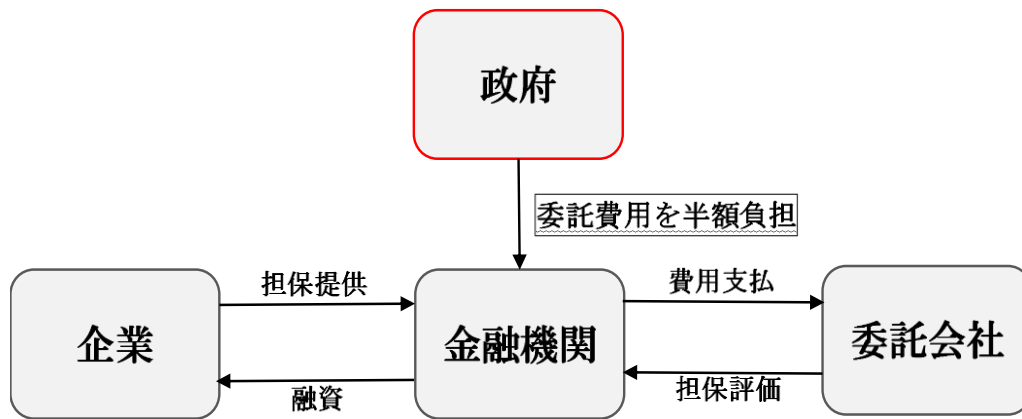
まず1つ目の「評価コストがかかる点」について述べる。ABL で融資を行う場合、金融機関は企業が提供する担保の評価を行う必要がある。その際に発生するものが評価会社への委託費用である。経営実態が把握できないと金融機関は適切な支援を行うことが難しい。しかし、金融機関内には担保評価についてのノウハウを持つ行員は少なく、委託会社に評価を依頼するケースが多いのだ。私たちも外部専門家の知識サポートを積極的に活用するべきであると考え、そのためには評価コストが高くなってしまふのである。ABL 研究会が行ったアンケート調査によると、ABL の公的保証制度の導入希望については、全体の75.9%が「作ることが望ましい」と回答した<sup>42</sup>。さらに ABL の実施意向別にみると、ABL を実施しても良いと考える金融機関のうち、90%以上が公的保証制度の導入を希望していることがわかった<sup>43</sup>。そこで私たちは、委託会社への依頼コストを政府が半額負担するという図表 14 の仕組みを提案する。公的保証を貸し倒れ時など融資実行後のリスクに充てるのではなく、融資実行時のコストに充てることで、制度に取り組もうとする金融機関が増加し、制度自体の普及につながると考える。

---

<sup>42</sup> ABL 研究会報告書（2006）、11 ページを参照。

<sup>43</sup> 同上。

図表 14 委託費用補助スキーム



出所) 筆者作成。

- 5 さらに銀行の余力に応じて、動産評価アドバイザーを育成することが有効である  
 10 年 10 月時点) 存在しているが、これはまだまだ十分であるとは言えない<sup>44</sup>。そ  
 15 10 年 10 月時点) 存在しているが、これはまだまだ十分であるとは言えない<sup>44</sup>。そ  
 20 年 10 月時点) 存在しているが、これはまだまだ十分であるとは言えない<sup>44</sup>。そ
- 5 さらに銀行の余力に応じて、動産評価アドバイザーを育成することが有効である  
 10 年 10 月時点) 存在しているが、これはまだまだ十分であるとは言えない<sup>44</sup>。そ  
 15 10 年 10 月時点) 存在しているが、これはまだまだ十分であるとは言えない<sup>44</sup>。そ  
 20 年 10 月時点) 存在しているが、これはまだまだ十分であるとは言えない<sup>44</sup>。そ

<sup>44</sup> 金融財政事情研究会「NPO 法人 日本動産鑑定認定 第 12 回動産評価アドバイザー養成認定講座・認定試験」を参照。



ている。そのため金融機関の ABL に関する知識が深まることで、企業に ABL での融資についての提案をする機会が増え、金融機関と企業の両者が知識を深めることにもつながるのではないだろうか。

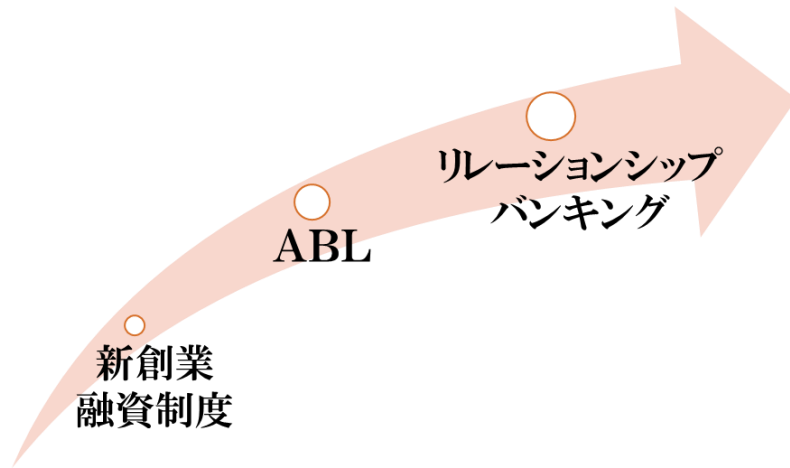
最後に 3 つ目の「創業期企業への適用が難しい点」について述べる。ABL は  
5 基本的に創業期、成長期ともに活用することができる。しかし創業期の企業の中でも担保を用意することができない企業の場合は、ABL を利用することが難しい。そのため私たちは、創業期から成長期の流れに新創業融資制度と ABL を  
10 組み込む制度を提案する。新創業融資制度とは、日本政策金融公庫が行っている無担保でも利用可能な融資制度のことである。創業の要件、雇用創出・経済  
15 活性化・勤務経験または修得技能の要件、自己資本の要件という 3 つの要件を満たしている企業が利用可能の対象となる。この制度の融資額は自己資本の 10 倍までで、無担保の場合最大 3000 万円の借入れを行うことができる。もし企業が自己資本を増やすために他の金融機関から一時的に借入れを行い、自己資本を形式上増やしていたとしても、日本政策金融公庫は融資をする前に調査  
20 をし、その企業の正確な自己資本額を算出している<sup>45</sup>。これは融資実行の際に、日本政策金融公庫が企業へ対する目利きを働かせていると言えるだろう。

以上の効果が見込めるため、動産などの担保を十分に用意することが難しい創業期にはこの新創業融資制度を利用し、成長期に入ると ABL に移行することが有効であると考えため、図表 15 のような仕組みを提案する。これら 2 つの  
20 融資制度は目利きを働かせることが必要となるため、その結果リレーションシップバンキングによる通常貸付を受けることができるという流れを作ることができるのではないだろうか。これら 2 つの制度を組み合わせることは、リレーションシップバンキングを促進するための 1 つの方法であると考え  
ることができる。

---

<sup>45</sup> 日本政策金融公庫「新創業融資制度」を参照。

図表 15 創業期から成長期にかけての資金調達の流れ



出所) 筆者作成。

## おわりに

我が国における中小企業は日本経済の基盤を担っていると同時に多くの雇用の担い手でもある。このような中小企業の資金調達方法を改善し、新陳代謝をさらに活発化させることが日本経済全体の活発化にもつながると私たちは考える。本稿では、中小企業の資金調達についての問題点を挙げた上で、主に  
5 リレーションシップバンキングのさらなる活用が有効であると述べた。しかし、現在のリレーションシップバンキングにも問題点が見られる。特に金融機関の目利き能力を向上させることは、適切な融資を行う上で非常に重要なことであるにもかかわらず、短期的に解決することが難しい問題であるだろう。また借り手である企業の将来性を見極めることは、融資初期段階では難しい。そこで私たちは、創業期には新創業融資制度を利用し、創業期から成長期の流れに ABL  
10 を組み込む制度を取り入れることによって、中小企業の資金調達をより円滑に進めることが可能になると考えた。これには個々の金融機関だけではなく、金融機関全体として、また商工会議所などをはじめとする地域密着機関との連携も大切になってくるだろう。また、さらなる資金調達のさらなる改善のためには、貸し手である金融機関の努力だけではなく、借り手である企業も融資制度  
15 についての知識を持つなど、企業自身の努力も重要となってくるであろう。また自社の情報を開示し長期的な情報共有を行っていくことに加え、自社の経営状況を客観的に見る目を持つことで、金融機関とより深く話を進めることができ、信頼関係をより強固なものにすることができると私たちは考える。今後さらに研究をすすめ、より効果的な取り組みを考えたい。

## 参考文献

### 【論文、調査、レポート等】

- 植杉威一郎（2007）「中小企業金融における ABL の可能性」、『金融ジャーナル』、11 月号。
- 5
- 上原啓一（2007）「中小企業における資金調達の課題～売掛債権担保及び動産担保の活用に向けて～」、3 月、
- [http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai\\_prism/backnumber/h19pdf/20073801.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h19pdf/20073801.pdf)。
- 10
- （最終閲覧：2015 年 11 月 1 日）
- 金融庁（2012）「地域金融機関の地域密着型の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果の概要」、7 月、
- <http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120731-2/01.pdf>。
- （最終閲覧：2015 年 11 月 1 日）
- 15
- 金融庁（2014）「地域金融機関の地域密着型の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果等の概要」、8 月、
- <http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20140815-2/01.pdf>。
- （最終閲覧：2015 年 11 月 1 日）
- 金融庁（2015）「地域金融機関の地域密着型の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果等の概要」、8 月、
- 20
- <http://www.fsa.go.jp/news/27/ginkou/20150821-2/01.pdf>。
- （最終閲覧：2015 年 11 月 1 日）
- 経済産業省（2008）「ABL のご案内」、
- [http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/sangyokinyu/ABL/06.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/ABL/06.pdf)。
- 25
- （最終閲覧：2015 年 11 月 1 日）
- 経済産業省（2011）「ABL の概要と課題」、12 月、
- [https://www.boj.or.jp/announcements/release\\_2011/data/rel111205a3.pdf](https://www.boj.or.jp/announcements/release_2011/data/rel111205a3.pdf)。
- 30
- （最終閲覧：2015 年 11 月 1 日）

- 財務省（2004～2013）「法人企業統制調査」、  
[http://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin\\_geppo/hyou07.htm](http://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/hyou07.htm)。  
（最終閲覧：2015年11月1日）
- 商工総合研究所（2011）「中小企業の財務構造の変遷」、9月、  
5 <http://www.shokosoken.or.jp/chousa/youshi/23nen/23-3.pdf>。  
（最終閲覧：2015年11月1日）
- 仙台銀行（2005）「地域のみなさまとともに」、  
[https://www.sendaibank.co.jp/investor/disclosure/200503/img/p20\\_p23.pdf](https://www.sendaibank.co.jp/investor/disclosure/200503/img/p20_p23.pdf)。  
10 （最終閲覧：2015年11月1日）
- 全国銀行協会（2014）「全国銀行預金・貸出金等速報」、1月、  
[http://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/stats/month1\\_01/yokashi02443.pdf](http://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/stats/month1_01/yokashi02443.pdf)。  
（最終閲覧：2015年11月1日）
- 15 高橋一朗（2009）「金融と環境の関わり方～西武信用金庫での事例」、6月、  
[http://www.kanto.meti.go.jp/pickup/kankyoryoku/data/2009shintyaku/090624\\_7.pdf](http://www.kanto.meti.go.jp/pickup/kankyoryoku/data/2009shintyaku/090624_7.pdf)。  
（最終閲覧：2015年11月1日）
- 中小企業庁（2009）「2009年版中小企業白書」、4月、  
20 <http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/h21/h21/index.html>。  
（最終閲覧：2015年11月1日）
- 中小企業庁（2014）「2014年版中小企業白書」、7月  
<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H26/h26/index.html>。  
（最終閲覧：2015年11月1日）
- 25 中小企業庁（2015）「2015年版中小企業白書」、4月、  
<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H27/h27/index.html>。  
（最終閲覧：2015年11月1日）

帝国データバンク（2014）「金融円滑化法利用後倒産、2013年度、過去最多の545件～法施行後の累計は、1,273件～」、4月、

<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p140401.pdf>。

（最終閲覧：2015年11月1日）

- 5 デロイト・トーマツ・コンサルティング株式会社（2015）「平成26年度総合調査研究『GCM及びABLの現状と普及促進に向けた課題の調査等』報告書」、3月、

[http://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2015fy/001075.pdf](http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2015fy/001075.pdf)。

（最終閲覧：2015年11月1日）

- 10 日本経済再生本部（2013）「日本再興戦略—Japan is Back—」、6月、

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou\\_jpn.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf)。

（最終閲覧：2015年11月1日）

野村総合研究所（2009）「ABLの普及・活用に関する調査研究報告書」、3月、

<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g90529a01j.pdf>。

- 15 （最終閲覧：2015年11月1日）

福島豊（2007）「与信ポートフォリオ管理と大口与信集中リスク」、CRD第8回情報交換会発表資料。

藤井一郎（2009）「中小建設業者のためのやさしい金融講座 Q&A」『建設業しんこう』、4月。

- 20 みずほ総合研究所（2006）「リレーションシップ貸出における担保・保証の役割～中小企業庁「金融環境実態調査」に基づく実証分析～」、『みずほ総研論集』、1号、

<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/argument/mron0601-2.pdf>。

- 25 （最終閲覧：2015年11月1日）

三菱総合研究所（2013）「平成24年度 産業金融システムの構築及び整備調査委託事業『動産・債権担保融資（Asset-based Lending:ABL）普及のためのモデル契約等の作成と制度的課題の調査』報告書」、2月、

[http://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2013fy/E002425.pdf](http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E002425.pdf)。

- 30 （最終閲覧：2015年11月1日）

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2013) 「平成 24 年度 中小企業の起業環境に関する調査報告書」、3 月、

[http://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2013fy/E002800.pdf](http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E002800.pdf)。

(最終閲覧：2015 年 11 月 1 日)

- 5 ABL 研究会 (2006) 「ABL (Asset Based Lending) 研究会報告書『アンケート結果編』」、3 月、

<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g60704a02j.pdf>。

(最終閲覧：2015 年 11 月 1 日)

10 **【オンライン記事、ウェブページ等】**

アドバンスコンサルティング株式会社 企業再生 sell&leaseback

[http://www.adv-partners.com/youushi\\_norikiri/ABL.html](http://www.adv-partners.com/youushi_norikiri/ABL.html)。

(最終閲覧：2015 年 11 月 1 日)

金融財政事情研究会「NPO 法人 日本動産鑑定認定 第 12 回動産評価アドバイ

- 15 ザー養成認定講座・認定試験」、

<http://www.kinzai.or.jp/seminar/detail/236>。

(最終閲覧：2015 年 11 月 1 日)

土地価格相場が分かる土地代データ

<http://www.tochidai.info/>。

- 20 (最終閲覧：2015 年 11 月 1 日)

日経ビジネス ONLINE (2012) 「記者の眼」、9 月、

<http://business.nikkeibp.co.jp/article/opinion/20120912/236708/>。

(最終閲覧：2015 年 11 月 1 日)

日本銀行「金融政策の概要」、

- 25 <https://www.boj.or.jp/mopo/outline/other.htm/>。

(最終閲覧：2015 年 11 月 1 日)

日本政策金融公庫「新創業融資制度」、

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/04\\_shinsogyo\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/04_shinsogyo_m.html)。

(最終閲覧：2015 年 11 月 1 日)